アカデミック・セントラル主催Webinar

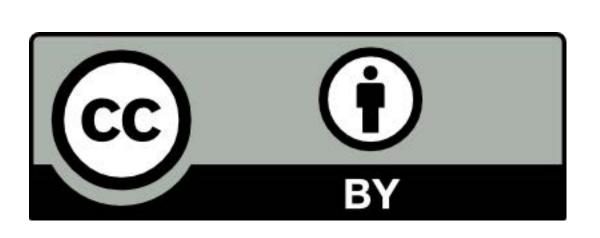
授業目的公衆送信補償金制度の概要

一正しい理解と適切な活用一

アカデミック・セントラル インストラクショナル・デザインチーム

(名古屋大学教養教育院ハイブリッド・ラーニングセンター長)

山里敬也(yamazato@nagoya-u.jp)



Attribution 4.0 International (CC BY 4.0)

もくじ

授業目的公衆送信補償金制度について

教育のDXを加速する著作権制度〜授業目的公衆送信補償金制度について〜(文化庁著作権課)

https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/bunkachoshiryo_20210129.pdf

運用指針(ガイドライン)

改正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度版

https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin_20201221.pdf

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

SARTRAS:授業目的公衆送信補償金制度のオンライン説明会

https://sartras.or.jp/entrance/

説明動画もあります!



お伝えしたいこと(お願いしたいこと)

- □ 他人の著作物は必要と認められる限度に留めてください
 - 耐力を関係を対象をはでは、

 では、

 では、

 が説明責任を負います。

 は、

 では、

 では、<br
 - 必要性を客観的に説明できる必要があります
- □ 全ての著作物に出所(出典)を明示してください
 - 授業の過程(予習・復習を含む)で公衆送信された全ての著作物(レコード、実
 - 演、放送を含む)の利用報告(補償金分配のため)の提出が求められています

授業目的公衆送信補償金制度について

教育のDXを加速する著作権制度〜授業目的公衆送信補償金制度について〜(文化庁著作権課)

https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/bunkachoshiryo_20210129.pdf



著作権法

誰に、いくらで、どういう条件で利用させるか決めることができる 他人が無許可で著作物を利用することを禁止できる

目的と定義

● この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送 に関し著作者 の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の 公正な利用に 留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展 こ寄与することを目的とする。

- 著作物
 - 思想または感情を創作的に表現したもの
- 著作者

文芸,芸術,美術または 音楽の範囲に属するもの

● 著作物を創作する者

著作者の権利

著作者人格権

- 公表権
- ・氏名表示権
- 同一性保持権

著作権(財産権)

- 複製権
- ·上演権 · 演奏権
- 上映権
- ・公衆送信権・伝達権
- ・口述権
- ・展示権 など

著作権法第35条(学校その他教育機関における複製等)

- 一定の条件を満たせば,他人の著作物を教材の一部として許諾無しに利用できる
- 学校その他の教育機関 (営利を目的としないもの)

出所(出典)を明示すること

教育を担任する者(教員等)+授業を受ける者(児童・生徒・学生等)

FD等はダメ

- ●「授業の過程」における利用に必要と認められる限度
- 対面授業:複製

授業目的公衆送信補償金制度で追加 利用者は「複製」と「その他の公衆送信全て」を無許諾・有償で利用可

- 遠隔授業:公衆送信、公衆送信を受信して公に伝達
- その著作物の種類や用途、複製の部数などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと

著作権法第32条(引用)

授業以外でも,一定の条件を満たせば,他人の著作物を教材の一部として許諾無しに利用できる

1. すでに公表されている著作物であること

出所(出典)を明示すること

- 2. 他人の著作物を引用する必然性があること
- 3. 引用部分が明瞭に区別されていること(引用部分に「」をつけるなど)
- 4. 引用の範囲が必要最小限であること
- 5. 自分の著作物を主、引用する著作物を従としての主従関係があること
- 6. 原則として原形を保持して掲載すること
- 7. 原著者の名誉を侵害したり、原著者の意図に反した使用をしたりしないこと
- 8. 出所 (出典) を明示すること

著作権法第48条 (出所の明示)

他人の著作物を利用する場合、出所(出典)を明示しなければならない

文献

Takaya Yamazato, Kikou-Journal, 21(3), pp.1-4, 2021

著者名

雑誌名

巻号

ページ

刊行年

図書

山里敬也「授業目的公衆送信補償金制度」,機構出版,第一版,100頁,2021年

著者名

発行所名

巻/版数

ページ

発行年

ウェブサイト

https://www.thers.ac.jp, 2021/03/21

URL

閲覧年月日

授業目的公衆送信補償金制度

- ◆ オンデマンド型(インターネット配信方式)や同時双方向型(テレビ会議方式)の授業において権利者の許諾が無くても著作権が及ぶ著作物を利用できるように著作権法第35条を改定(2018年5月)
 - 法改正前は、オンデマンド型(インターネット配信方式)の遠隔講義でのインターネット等を利用した公衆送信(教授と受講のタイミングは異時)では権利者の許諾が必要だった
 - 改正後は「授業目的公衆送信補償金制度」のもと補償金を払えば原則許諾無しに利用できる
 - 2020年度に限って特例的に補償金額を無償に
 - 2021年度以降は有償で実施

年間包括料金(公衆送信の回数は無制限)

授業目的公衆送信を受ける学生1人当たりの額

大学:720円,高校:420円

中学校:180円,小学校:120円

幼稚園: 60円

授業目的公衆送信補償金制度

無許諾·無償

(著作権法第35条第1項)

複製

対面授業で使用する資料として印刷・配布



(著作権法第35条第3項)

遠隔合同授業等のための公衆送信

対面授業で使用した資料や 講義映像を遠隔合同授業等 (同時中継) で他の会場に送信



無許諾·有償 (文化庁が認可する補償金)

(著作権法第35条第1項・第2項)

平成30年の改正範囲

その他の公衆送信全て

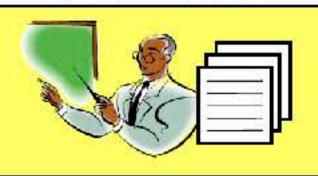
対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信対面授業で使用する資料を外部サーバ経由で送信

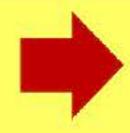






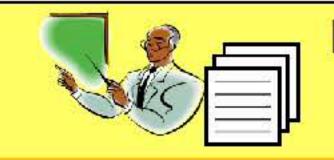
オンデマンド授業で講義映像や資料を送信







スタジオ型のリアルタイム配信授業



同時中継





※ただし、ドリルやワークブックといった児童生徒等の購入を想定した著作物を、購入させずに複製や公衆送信を行うことなど、著作権者 の利益を不当に害するような場合については、別途許諾が必要です。

授業の過程における利用行為と授業目的公衆送信補償金制度上の扱い

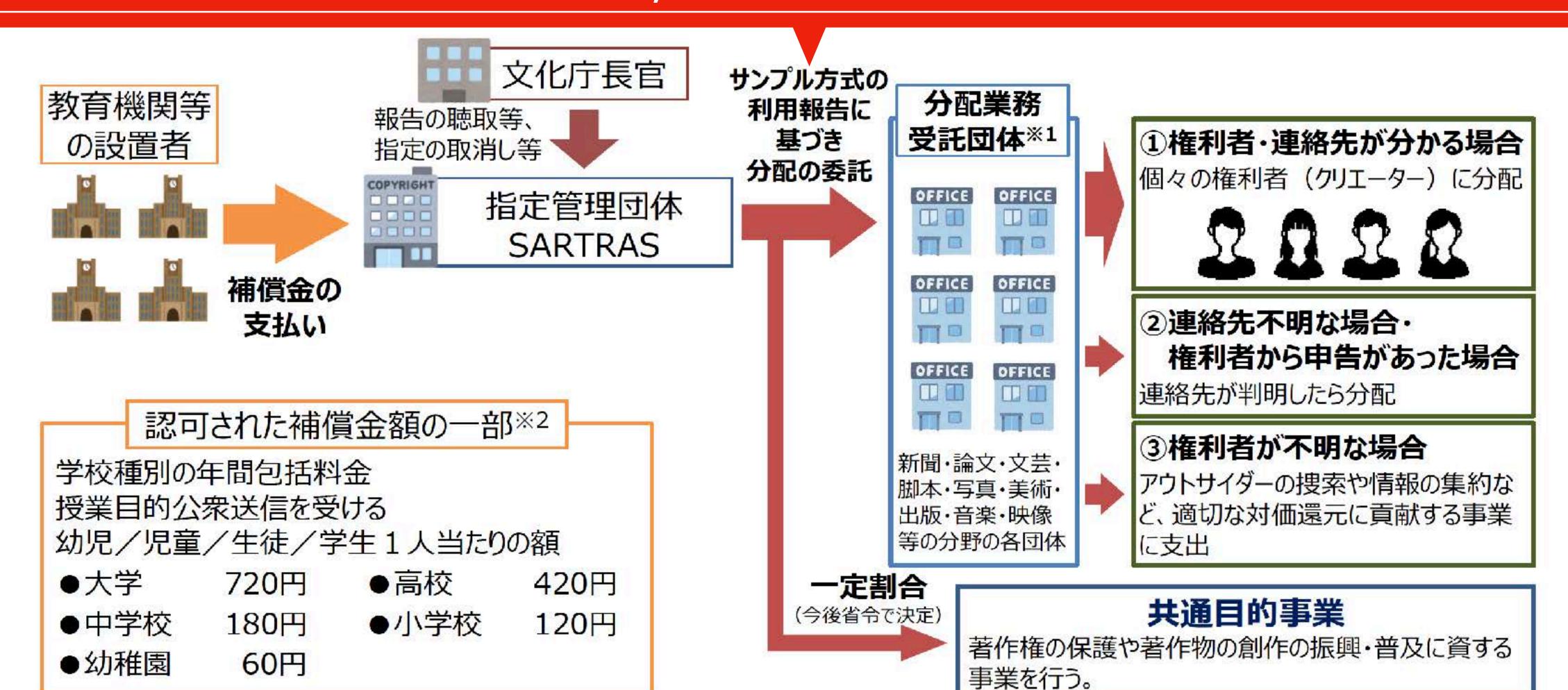
「著作権者の利益を不当に害すること」が無い場合に限定される

				スタジオ型		オンデマンド	遠隔合同授業等	
			対面授業		授業	授業	同時中継 合同授業	同時中継 遠隔授業
教員 送信側 ¹				いる	いる	いる	いる	いる
	学生				いない	いない	いる	いる
受信側	教員				いない	いない3	いる	いる
	学生			いる	いる	いる	いる	いる
著作権の利用形態		複製	公の伝達	公衆送信	公衆送信	公衆送信	公衆送信	公衆送信
教授と受講とのタイミング		同時	同時	同時 異時:メール	同時 異時:メール	異時	同時2	同時2
授業目的公衆	許諾の要否	許諾不要	許諾不要	許諾不要	許諾不要	許諾不要	許諾不要	許諾不要
送信補償金制度上の扱い	報奨金の要否	無償	無償	補償金	補償金	補償金	無償	無償

- 1.「教育を担任する者」および「授業を受ける者」が公衆送信等を行うことができる(生徒から教員への公衆送信も認められる)
- 2. 遠隔合同授業等においうて、予習・復習のために教材等を送信する場合は、補償金を支払うことで許諾無く公衆送信することができる
- 3. 受信側に教師がいる場合もある

補償金の分配スキームの概要

授業の過程(予習・復習を含む)で公衆送信された全ての著作物(レコード、実演、放送を含む)が対象 (お願い)出所の明示の際、著作物の入手先,掲載元名(書籍名、アルバム名、サイト名等)などを記録



- ※1:権利者への補償金の分配を網羅的に遂行できる能力を有する著作権等管理事業者又は権利者団体。分野を網羅する団体がない場合は、その設立支援を行う。
- ※2:学校種別の詳細な補償金額は補償金規程を参照。

補償金の分配スキームの概要

授業の過程(予習・復習を含む)で公衆送信された全ての著作物(レコード、実演、放送を含む)が対象 (お願い)出所の明示の際、著作物の入手先,掲載元名(書籍名、アルバム名、サイト名等)などを記録

教科等名 授業科目名	学年	履修者等 の 人数 (合計)	著作物 の分類	著作物の入手 掲載元の分類	著作物の入手 掲載元名 (書籍名、アルバ ム名、サイト名	著作物名 タイトル	著作者名	発行・制作元	発行・発売時期	利用した 箇所・分量	個別の製品番 号など	備考
政治学概論	2	30	文字・文章	新聞	毎朝新聞	菅内閣が発 足	毎朝新聞	毎朝新聞	2020年9月	1面の記事		
歴史学B	1	100	文字・文章	書籍	近現代史概説	近現代史概説	授業 太郎、授業 花子	毎朝出版社	2001年8月3日	P34~ 35	999-1- 111111- 99-1	共著 ISBN
写真芸術学	3	20	写真	インター ネット (ウェ ブ ページ)	二度行きた くなる絶景	朝焼けの富士山	山中 一郎	https:// www.fuji san.com		1枚		ネットで見つけて利用
マンガ制作	1	15	マンガ	雑誌	週刊少年キック	春の嵐	毎朝 太郎	毎朝書店	2020年8月	P5		

運用指針(ガイドライン)

改正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度版 https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin_20201221.pdf 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム



指定管理団体(SARTRAS サートラス)

文化庁長官が指定する指定管理団体(全国に1個)

- 名称:一般社団法人授業目的公衆送信 補償金等管理協会
- 英名: Society for the Administration
 of Remuneration for Public
 Transmission for School
 Lessons
- 略称: SARTRAS (サートラス)
- Web: https://sartras.or.jp
- 設立: 2019年1月22日

理事長	(代表理事)	土肥 一史
副理事	長	土屋 俊 三田 誠広
常務理	事	瀬尾 太一 寉田 知久
理事	新聞教育著作権協議会	竹内 竹中 岳彦 福井 山下 敏永
	言語等教育著作権協議会	金谷 祐子 佐伯 俊道 山本 一彦
	視覚芸術等教育著作権協議会	あんびるやすこ 千葉 洋嗣 中島 千波
	出版教育著作権協議会	井村 寿人 金原 優 松野 直裕
	音楽等教育著作権協議会	椎名 和夫 髙杉 健二 増田 裕一
	映像等教育著作権協議会	遠藤 理史 田嶋 炎 吉田 一将
有識者		池村 聡 川瀬 真 松田 政行
理事・	事務局長	野方 英樹
監事		梅 憲男 長尾 玲子

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム(教育著作権フォーラム)

- SARTRAS設立以来、文化庁・文部科学省、有識者等より助言を得つつ、改正法に基づく制度の構築をはじめとする環境整備に取り組むため、権利者団体と教育関係者が共同して設立したフォーラム
- フォーラム共同座長:

竹内比呂也(千葉大学副学長), 瀬尾太一(日本写真著作権協会常務理事)

- 初等中等教育専門ワーキング・グループ
- 高等教育専門ワーキング・グループ
- 著作権関係有識者専門ワーキング・グループ
- 2020年12月に授業を目的とする著作物利用に関するガイドラインにあたる「改 正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度版)」を公表

改正著作権法第35条運用指針の概要

著作物の教育利用に関する関係者フォーラムが策定(2020年12月版)

用語	対象の例	対象外の例
	学外に設置されているサーバーに保存された著作物の送信	校内放送のように学校の同一の敷地内に設置されているサーバ
公衆送信	多数の履修者等への著作物のメール送信	一を用いて行われる校内での送信 (公衆送信に該当せず、無許 諾・無償)
学校その他の	幼稚園、保育所、こども園、小学校、中学校、高等学校、大	
教育機関	学、 公民館、博物館、美術館、図書館 等	
177 44	講義、実習、演習、ゼミ、部活動、課外活動、学校が主催す	学校説明会,オープンキャンパス,FD,SD,サークル等の課
授業	る公開講座,履修証明プログラム	外活動,自主的なボランティア活動(単位認定がされない)
	教諭、教授、講師、教員等	
教育を担任する者	教諭等の指示を受けて公衆送信を行う補助者	(教育委員会)
授業を受ける者	児童、生徒、学生、科目履修生、受講者等	
技業で文の句	履修者等の求めに応じ公衆送信を行う補助者	
必要と認められる	クラス単位や授業単位までの数の複製・送信	
限度	授業参観の参加者への資料の複製・送信	(ウェブサイト等での一般公開)
	(不当に害する可能性が低い例)	(不当に害する可能性が高い例)
著作権者の利益を	採択された検定教科書の当該教科履修期間における複製・公衆送信	●学習用の市販のソフトウェアを1ライセンスのみ購入し、児童・
	●短歌や写真等の1著作物の全部の複製・ 公衆送信	生徒に公衆送信
		●ドリルや問題集を購入の代替となるような態様で複製・配信 文化庁著作権課)より転載 https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/bunkachoshiryo_20210129.pdf, 2021年3月21日

必要と認められる限度

●「授業のために必要かどうか」は第一義的には授業担当者が判断

紛争が生じた場合には授業担当者が説明責任を負う 必要性を客観的に説明できる必要がある

著作権者の利益を不当に害することとなる場合

たとえ補償金を支払ったとしても無許諾では複製や公衆送信はできない

現実に市販物の売れ行きが低下したり,将来における著作物等の潜在的販路を阻害したりすることの無いように,十分留意する必要がある

利用できる可能性が高い(著作物)の例

著作物の全部を複製または公衆送信する場合

著作物の種類		基本的な考え方
俳句,短歌,詩等の独立した言語の著作物	全部	全部を複製または公衆送信しても著作権者の利益を不当に害することにはならない可能性が高い
新聞に掲載された記事等の著作物	全部	全部を複製または公衆送信しても著作権者の利益を不当に害することにはならない可能性が高い
主に鑑賞を目的とする写真,絵画(イラスト,版画等を含む), 彫刻その他の美術の著作物,および地図または学術的な性質を有 する図面,図表,模型その他の図形の著作物	全部	全部を複製または公衆送信しても著作権者の利益を不当に害することにはならない可能性が高い
雑誌等の定期刊行物で発行後相当期間を経過したもの(絶版等で 入手が困難)に掲載された記事等の言語の著作物	全部	全部を複製または公衆送信しても著作権者の利益を不当に害することにはならない可能性が高い
マークなどにより、事前の個別許諾手続きを不要とする著作権者の意思表示(条件が明示されているものを含む)がなされた上で、又はそのような取り扱いがルール化された環境で提供されている著作物	全部	全部を複製または公衆送信しても著作権者の利益を不当に害することにはならない可能性が高い

授業風景や解説の中継映像や動画の中で影像の一部として、又は背景的にこれらの著作物が利用されている場合(専ら著作物等自体を提供するような行為にならない場合)は、著作物の種類に関わらず、著作物の全部が複製又は公衆送信されていても著作権者等の利益を不当に害する可能性は低いと考えられます。

利用できる可能性が高い (著作物)の例

著作物の全部を複製または公衆送信する場合

著作物の種類	基本的な考え方
論文	論文等を全部複製することについては、当面は、 1) 当該論文が市場に流通していないこと 全部 2) 論文集などの編集物に収録されている他の論文が授業とは関係ないものであること 3) 定期刊行物に掲載された論文等の場合、発行後相当期間を経過していることといった基準で著作権者等の利益を不当に害しない範囲を判断
学生が手元に持ってい る指定教科書	グラフ等の図版を授業の過程でスクリーンに投影して説明するために複製するような場合であ 一部 れば,スクリーンに投影する中間的な行為に過ぎないので,教科書からの複製であっても不当 に害することにはならない

この規定を適用することが適切でないもの

著作物の種類	基本的な考え方
アプリケーションソフト	著作権者の利益を不当に害する可能性が高い
ソースコード	書面にプリントアウトしたり公衆送信することは問題無い
ハイパーリンク	リンク張るだけであれば、無許諾・無償で行うことができます 動画フィアルを保存したり、コピーして学生に配布する場合は必要と認められる限度 を超える恐れがあるが、ハイパーリンクを貼って特定機関のHPへの遷移は問題無い

著作権者の利益を不当に害する可能性が高い(著作物)の例

著作物の種類	基本的な考え方
文書作成ソフト、表計算ソフト、PDF 編集ソフトなどのアプ	授業の中で使用するために複製することは著作権者の利益を不
リケーションソフト	当に害する可能性が高い
授業の中ではそのものを扱わないが、学生が読んでおいた方	全部複製して提供することは著作権者の利益を不当に害する可
が参考になると思われる文献	能性が高い
授業を担当する教員等及び当該授業の履修者等の合計数を明	複製や公衆送信を行うことは著作権者の利益を不当に害する可
らかに超える数の著作物	能性が高い
授業の中で回ごとに同じ著作物の異なる部分の利用	結果としてその授業での利用量が小部分ではなくなることは著
1又来の中で凹ててに回し有下がの共みるinカの水in	作権者の利益を不当に害する可能性が高い
授業を行う上で、教員等や履修者等が通常購入し、提供の契約	掲載されている資料の購入等の代替となるような態様で複製や
をし、又は貸与を受けて利用する教科書や、一人一人が演習の	公衆送信を行うことは著作権者の利益を不当に害する可能性が
ために直接記入する問題集等の資料(教員等が履修者等に対し	高い(ただし、履修者全員が購入してい ることが確認されている場合であって、問
て購入を指示したものを含む)に掲載された著作物	題の解説等を行う目的で付加的に 複製等を行うことは許容される余地がある)
美術、写真等であって、必要と認められる範囲で全部の利用が	市販の商品の売上に影響を与えるような品質で複製したり製本
認められている著作物	したりして提供することは著作権者の利益を不当に害する可能
	性が高い
	素材集を作成するような目的で、組織的に著作物をサーバへス
授業のために利用するかどうか明確でない著作物	トック(データベース化)することは著作権者の利益を不当に
	害する可能性が高い
	誰でもアクセスできる形態で公衆送信することは著作権者の利
を用いた教材	益を不当に害する可能性が高い

今後の展開

国大協資料をもとに改変

SARTRASライセンスとJCOPYライセンス

- ●授業目的公衆送信補償金制度ではカバーできないが、教育活動の推進には必要なところ
- •補償金制度を補完する包括的な仕組み

SARTRASライセンス

- 当該授業の履修終了後も教材を継続 利用できるよう,教員が当該教材の 複製・公衆送信利用を行うこと
- ・教育目的のための会議で使用する資料の複製・公衆送信利用を行うこと
- ●FD, SDでの教職員が使用する教材等 の複製・公衆送信利用

今後検討

JCOPYライセンス

- ・医療系教育機関向け
- •学生一人 50,000円

SARTRASライセンスを順次拡大

意見聴取中

授業目的公衆送信補償金制度(学生1人720円)

「デジタル教材活用制度プロジェクト」の発足について

東京大学大学院情報学環 DNP学術電子コンテンツ研究寄付講座

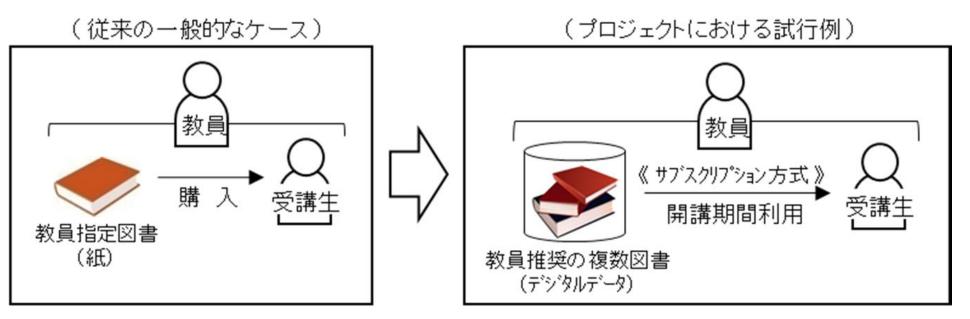
1. 趣旨(背景)

大学の授業では教員自作のデジタル教材を利用する傾向が強まっている。ただし、その内容は必ずしも教員オリジナル執筆ではなく、学術・専門書等からの再利用が散見される。この場合、著作権の権利制限規定に該当するか不安を感じつつも利用したり、許諾が必要な場合、権利処理に多大な労力と時間を要することから再利用は諦めているのが実状である。

よってこの様な課題を取り除き、教育の質の向上を図るために、

- ・大学は、学術・専門書デジタルデータ(以下、デジタル書籍)を教育学習に安心・安全に利活用
- 出版社は、マイクロコンテンツ単位などで収益化

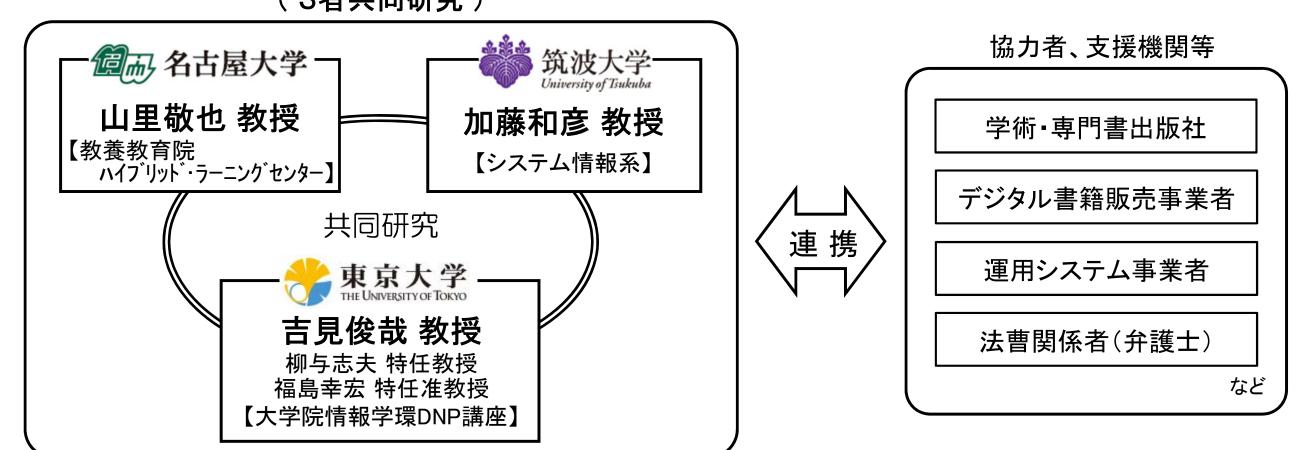
を可能とする仕組み構築を目指す「デジタル教材活用制度プロジェクト」を立ち上げることとしたい。 本プロジェクトでは、所定期間内で実効性のあるパイロットスタディ(以下、PS)を行うものである。



[教育・学習における学術・専門書利用イメージ]

2. プロジェクトメンバー

(3者共同研究)



まとめ

授業目的公衆送信補償金制度について

- ●著作権法の目的:著作者等の権利の保護と 公正な利用
- ●著作権法第35条 (学校その他教育機関に おける複製等)
- ●著作権法第32条(引用)
- ●著作権法第48条(出所の明示)
- •授業目的公衆送信補償金制度

利用者は「複製」と「その他の公衆送信全て」を無許諾・有償で利用可 学生1人当たり 大学 720円/年

運用指針(ガイドライン)

- ●指定管理団体(SARTRAS サートラス)
- ●著作物の教育利用に関する関係者フォーラ ム
- ●改正著作権法第35条運用指針の概要 必要と認められる限度

著作権者の利益を不当に害することとなる場合

利用できる可能性が高い(著作物)の例 著作権者の利益を不当に害する可能性が 高い(著作物)の例

お伝えしたいこと(お願いしたいこと)

- □ 他人の著作物は必要と認められる限度に留めてください
 - 耐力が生じた場合には授業担当者が説明責任を負います。
 - 必要性を客観的に説明できる必要があります
- □ 全ての著作物に出所(出典)を明示してください
 - 反 授業の過程(予習・復習を含む)で公衆送信された全ての著作物(レコード、実
 - 演、放送を含む)の利用報告の提出が求められています